**物品売払契約書（総価）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物品名 | ２０２５年日本国際博覧会　会期中指定期間における拾得物一式 | | | | | | | | | |
| 契約金額 | 十億 | 百万 | | | 千 | | | 円 | | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| うち取引にかかる消費  税及び地方消費税の額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 代金納入期限 | 令和　　　年　　　月　　　日 | | | | | | | | | |
| 物品引取期限 | 令和　　　年　　　月　　　日 | | | | | | | | | |
| 引渡場所 | 大阪市住之江区南港北1丁目14-16（大阪府咲州庁舎） | | | | | | | | | |
| そ　　の　　他 |  | | | | | | | | | |

上記物品の売払について、売払人と買受人とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な売払契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 売　払　人 | 住所又は事務所所在地  商号又は名称  氏名又は代表者氏名 | 大阪市住之江区南港北一丁目１４番１６号  公益社団法人 ２０２５年日本国際博覧会協会  事務総長　石毛　博行 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 買　受　人 | 住所又は事務所所在地  商号又は名称  氏名又は代表者氏名 |  |

（総　　則）

第１条　売払人及び買受人は、本契約（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、明細書及び現物をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

２　仕様書等に明示されていないものがある場合は、売払人と買受人とが協議して定める。

３　買受人は、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

４　本契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

５　本契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。

６　本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

７　本契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

８　本契約及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

９　本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　本契約に係る一切の訴訟については、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

　　（法令上の責任）

第２条　買受人は、関係法令の規定を守らなければならない。

（売払代金）

第３条　売払代金は、表紙記載の契約金額とする。

（代金の支払い）

第４条　買受人は、売払人から売払代金（以下「代金」という。）の請求を受けたときは、請求を受けた日から３０日以内に、代金を売払人に支払わなければならない。

（所有権の移転及び引渡し）

第５条　物品の所有権は、物品を売払人が買受人に引き渡したときに売払人から買受人に移転するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、売払人は買受人に引き渡すまでの間、物品を自己の物と同一の注意義務を以て管理すれば足りる。

　　（特約条項）

第６条　物品の種類、品質は、本契約に記載の内容とする。ただし、物品は現状有姿での引渡しを前提とし、当該種類、品質が引き渡された物品の種類、品質と異なるとしても、売払人は一切の担保責任を負わない。

　　（契約不適合責任の排除）

第７条　本契約は現状有姿での引渡しを前提としており、売払は、買受人に対し、一切の担保責任を負わない。

　　（物品の引取）

第８条　買受人は、表紙記載の引取期限までに物品を引き取らなければならない。

２　前項の引き取りについては、売払人の指示に従わなければならない。

３ 買受人は第１項の規定により引取をしたときは、売払人に受領書を交付するものとする。

４　買受人は、買受人の責めに帰すべき事由により物品を引取期限までに引き取らないときは、買受人は、契約金額につき、引取期限の翌日から引き取りを完了した日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として売払人に支払わなければならない。

（売払人の解除権）

第９条　売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、当該不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 代金の全部又は一部を納入期限までに支払わないとき。

(2) 物品の全部又は一部を引取期限内に引き取らないとき。

(3) 本契約の履行にあたり売払人の指示に従わないとき又は売払人の職務の執行を妨げたとき。

(4) 前各号のほか本契約に違反したとき。

２　売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 買受人が本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(2) 買受人の債務の全部が履行不能であるとき。

(3) 買受人の債務の一部の履行が不能である場合又は買受人が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(4) 売払人が前項の催告をしても、買受人がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 本契約の締結又は履行について買受人に不正な行為があったとき。

(6) 買受人が売払人に重大な損害又は危害を及ぼしたとき｡

３　前各項各号に掲げる事項が売払人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売払人は、本契約の解除をすることができない。

４　売払人の責めに帰すことができない事由により、物品が破損又は損壊し買受人に物品を引き渡すことができないときは、売払人は、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合、買受人に損害が生じたとしても、売払人は買受人に賠償義務を負わない。

（契約が解除された場合等の契約保証金の帰属）

（誓約書の提出）

第10条　買受人は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、売払人に提出しなければならない。ただし、売払人が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第11条　売払人は、買受人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたときは、催告をすることなく直ちに本契約を解除する。

（買受人の解除権）

第12条　買受人は、売払人が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。ただし、買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 売払人の責めに帰すべき事由により、本契約が履行できない状態が相当の期間に渡って継続するとき。

(2) 売払人が本契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　買受人は、前項の規定により本契約を解除した場合において、買受人に損害があるときは、その損害の賠償を売払人に請求することができる。ただし、売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（売払人の損害賠償請求）

第13条　売払人は、買受人に対し、買受人が債務の本旨に従った履行をしないことによって被った損害の賠償を買受人に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行が買受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（遅延損害金）

第14条　買受人が本契約に基づく代金等を売払人の指定する期間内に支払わないときは、売払人は、買受人に対し、遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率（民法第404条第３項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。）の割合で計算した額の遅延損害金の支払いを請求することができる。

　　（一般的損害等）

第15条　買受人は、債務の履行に際し、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。

（権利譲渡等の制限）

第16条　買受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、売払人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（契約の費用）

第17条　本契約の締結及び履行（移設、復元・設置を含む）に関して必要な費用は、買受人の負担とする。ただし、本契約に印紙を貼付するときは、各々の負担とする。

（補則）

第18条　本契約に定めない事項については、必要に応じ売払人と買受人とが協議して定めるものとする。